

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

東久留米市立第一小学校
校長 佐藤 順

Ⅰ いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

<いじめの定義>

【いじめ防止対策推進法】

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<基本理念>

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そして、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが重要となってくる。また、いじめはすべての児童に起こり得る問題であり、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することができないよう、いじめの影響・危険について十分に理解させなければならない。

<学校及び職員の責務>

学校及び職員は、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組む。いじめの防止に関しては、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験的活動の充実を図っていく。また、児童・保護者及び教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等の措置を講ずる。発見・対応に関しては、いじめの疑いがあれば、速やかに情報収集をし、いじめを受けている児童が確認されたときは、適切かつ迅速に対応していく。

教職員の意識向上と組織的対応の徹底について

- ア コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり
- イ 「いじめ」の定義の正しい理解
- ウ 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解
- エ 「学校いじめ対策委員会」の役割の明確化と定期的な会議の開催
- オ 「いじめに関する研修」の実施
- カ PDCAサイクルによる取組の評価と「学校いじめ防止基本方針」の改訂

II いじめ防止等の対策を推進する6つのポイント

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。

学校は、いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、教職員が組織的に対応することが重要である。加えて、保護者、地域住民、関係機関等との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙し、これを解決に導いていかなければならないと考える。

そこで、「いじめ防止対策推進法」及び「東京都いじめ防止対策推進条例」を踏まえ、以下の6つのポイントを念頭に、いじめ防止対策を推進していく。

ポイント1 軽微ないじめも見逃さない

ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む

ポイント3 相談しやすい環境の中で、子供を守り通す

ポイント4 子供たち自身が、考え方行動できるようにする

ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る

ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめ問題に対峙する

III 4つの段階に応じた具体的な取り組み

学校は「1未然防止」「2早期発見」「3早期対応」「4重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめ防止等に向けた効果的な対策を講じる。

1未然防止

(1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出

ア 子供と教職員の信頼関係の構築

イ 魅力ある授業の実現

ウ 自己肯定感や自尊感情を高める指導

エ 人権意識や規範意識を身に付けさせる指導

オ 互いに認め合う態度を育む取組

カ 子供同士が話し合い、合意形成や自己決定ができるようにする取組

(2) いじめを許さない指導の充実

ア いじめが許されないことを啓発する学校環境づくり

イ 「いじめに関する授業」の実施

ウ 困難に対処できるようにするための指導

(3) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

ア 保護者、地域、関係機関等に対する「学校いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼

イ 「学校サポートチーム」会議の定期開催

2早期発見

- (1) 初期段階のいじめを素早く察知、正しい定義に基づく確実な認知
- ア 学級担任等による日常的な子供への声掛けと様子の観察
 - イ 全教職員の輪番による挨拶、校内巡回等による計画的な観察
 - ウ 教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築
 - エ 子供に関する情報の引継ぎ、共有の徹底
 - オ 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底
 - カ いじめ相談ボックスの設置
- (2) 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築
- ア 学校教育相談体制の構築と子供や保護者への周知
 - イ 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存
 - ウ スクールカウンセラーによる全員面接（小学校5年対象）
 - エ 「東京都いじめ相談ホットライン」の周知と「いじめ防止カード」の活用
 - オ 定期的な「外部相談機関の連絡先」の周知
 - カ 「考え方！いじめ・SNS@Tokyo」の周知
- (3) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報
- ア 保護者相談、面談、家庭訪問等の実施
 - イ SCやSSW等による保護者相談の実施
 - ウ PTA、学校評議員会委員等からの情報提供や通報
 - エ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）からの情報提供や通報
 - オ 警察、児童相談所等関係機関からの情報提供
 - カ 児童館、学童クラブ、放課後子供教室職員からの情報提供や通報

3 早期対応

(1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

ア 教職員からの報告を受けての対応方針の決定

イ 対応経過と改善の進捗状況の継続確認の徹底、対応者への助言

ウ 対応記録のファイリング

エ 解消の確認

(2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応

ア 一時的に不快を感じる場合、けががない場合等の対応

イ 継続的な不快や不安を感じる場合、保健室で処置する程度のけがを負った場合等の対応

ウ 登校や教室への入室を渋る様子が見られる場合、医療機関で1回治療を受ける程度のけがを負った場合等の対応

(3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導

ア 好意で行った言動への指導

イ 意図せずに行った言動への指導

ウ 衝動的に行った暴力を伴う／伴わない言動への指導

エ 故意で行った暴力を伴う／伴わない言動への指導

オ いじめ行為が集団で行われている場合や、継続的に行われている場合等の指導

(4) 重大事態につながらないようにするための対応

ア 被害の子供の安全確保と不安解消

イ 加害の子供に対する組織的・計画的な指導及び観察

ウ 被害及び加害の子供の保護者の理解に基づく対応

エ いじめ対策保護者会、PTA役員会、学校評議員会、「学校サポートチーム」会議等の開催、支援の依頼

オ 地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者等）による声掛け、見守り等

カ 警察、児童相談所等の関係機関と連携した対応

キ 児童館、学童保育所、放課後子供教室職員による声掛け、見守り等

ク インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援

ア 重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告

イ 重大性、緊急性に応じた教育委員会からの支援

4 重大事態への対処

(1) 重大事態発生の判断

- ア 教職員による重大事態の定義の確実な理解
- イ 所管教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断
- ウ 重大事態発生の報告

(2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援

- ア 学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援
- イ 保護者への対応方針及び対応経過の説明
- ウ 外部人材や関係機関等と連携した支援
- エ 教育支援センター（適応指導教室）等と連携した支援

(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援

- ア いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導
- イ 保護者への説明や協力関係の構築
- ウ 教職員、スクールカウンセラー等による更生への支援
- エ 別室での学習の実施
- オ 警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援
- カ 懲戒による指導、出席停止による他の生徒の安全確保

(4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決

- ア 保護者・PTAの協力体制による問題解決
- イ 「学校サポートチーム」を核とした地域全体による問題解決
- ウ 東京都教育相談センター「いじめ等の問題解決支援チーム」や「専門家アドバイザリースタッフ」からの助言による問題解決

(5) 「いじめ防止対策推進法」に基づく調査の実施と結果報告

- ア 調査組織の決定と調査の実施
- イ 「不登校重大事態」における調査
- ウ 被害の子供の保護者に対する調査結果に関する情報提供
- エ 教育委員会・地方公共団体の長への調査結果報告
- オ 地方自治体の長による再調査への協力

IV 取り組みの詳細

1 いじめ防止に関する措置(未然防止)

(1) 児童への指導

- ア ふれあい月間の取組や年間を通した児童への指導で、いじめは絶対に許されないものであることを、しっかりと理解させる。

イ 何か困ったり不安になったりすることがあったときは、信頼できる近くの大人に相談することの大切さを、しっかりと理解させる。

(2) 学校としての取組

ア 児童と接する機会を多くもち、話を聞き、思いを理解しながら、児童の良さや個性を伸ばす努力をするとともに、道徳の時間を中心とした全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。

イ 児童に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させるとともに、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級づくりを工夫させる。また問題行動の指導に当たっては、「焦らず、あきらめず、侮らず、見逃さず」を常に意識し、きめ細やかに愛情をもって指導させる。

(3) 保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。

ア 保護者会、学校説明会等で学校での取組を説明し、保護者や地域の方々に理解・協力していただき、いじめ防止に努める。また、学校だよりや学校ホームページ、メール配信等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を理解していただく。

(4) 教職員、児童、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に活かす。

2 いじめに対する措置(早期発見・早期対応)

生活指導部はいじめ発見のためのアンケート（伝えてみようあなたの心配）を作成し、各学級で実施させる。また、その結果をいじめ防止対策委員会に報告させる。

(1) いじめられた児童への対応

ア いじめ発見のためのアンケート（伝えてみようあなたの心配）から、いじめの疑いが確認された場合は、児童から個別の聞き取りを速やかに実施し、その結果をいじめ防止対策委員会に報告して確実に認知する。委員会の認知と対応方針を受け、担任・学年は早急に対応し、重大事態とならないよう対処する。

イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、認知報告書に指導の経過を記録する。

ウ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。

エ いじめられた児童を守るため、全教職員に事実について報告すると共に、必要に応じ学校サポートチームに協力を要請したり、登下校の送り迎え等を

実施したりして、解決に向けた支援を行う。

- オ 養護教諭やスクールカウンセラー及び医師と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- カ 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成したり、タブレット端末を活用したりしたオンライン授業を行う。
- キ 家庭訪問の実施等や電話連絡を行い、児童に安心感をもたせる。
- ク 教育委員会に事実関係を報告する。

(2) いじめた児童への対応

- ア 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導及び、継続的に指導を通して、相手の思いや自己の行為を考えさせる。
- イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
- ウ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に生かす。

(3) 学校としての取組

- ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- イ 学級指導の見直しや授業改善を図りながら児童が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
- ウ 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用しながらいじめのない学校にする。

3 いじめに対する措置(重大事態発生時)

(1) 重大事態とは

- ア 児童が自殺を企図した場合
- イ 心身に重大な被害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を負った場合
- エ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

(2) 重大事態の報告と調査

- ア 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。
- イ 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、SC、SSW等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
- ウ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケートを行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることがないよう配慮する。
- エ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。